

令和2年4月27日招集

令和2年 第4回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和2年第4回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和2年第4回東根市農業委員会定例総会をさくらんぼタクトクルセンター視聴覚室に招集した。

1. 令和2年4月27日（月） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（19名）

1番	吉田好春	2番	菅原繁治	3番	仲野孝藏
4番	小関春男	5番	名和茂隆	6番	岡田和敏
7番	瀬野幸太郎	8番	小野博	9番	齋藤誠
10番	大類彦幸	11番	本田勝彦	12番	松田一雄
13番	秋葉いく子	14番	斉藤明男	15番	横尾多栄子
16番	大内恒一	17番	設楽孝宜	18番	芦野忠作
19番	工藤喜恵治				

1. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報第4号 農地の転用の制限の例外確認申請について
- 第5 報第5号 農地賃貸借契約の合意契約について
- 第6 議第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第7 議第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第8 議第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第9 議第21号 農用地利用集積計画について
- 第10 農地あっせん委員会の報告
- 第11 農地転用委員会の報告
- 第12 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	加藤光伸	事務局長補佐	深瀬忠
農地係長	松岡義朗	主任	小野智江美

1. 議 長 農業委員会会長 工 藤 喜恵治

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和2年第4回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、おりません。遅刻の届出ありました委員、まだ見えてない委員はおりません。従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

17番設楽孝宜委員、2番菅原繁治委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定でありますがお諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第3回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第4号農地の転用の制限の例外確認申請についてから、日程第9、議第21号農用地利用集積計画についてまでの、2報告と4案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。加藤事務局長。

【加藤事務局長】

令和2年第4回東根市農業委員会定例総会議案書に基づき、その内容についてご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地の転用の制限の例外確認申請は1件です。

報第4号農地の転用の制限の例外確認申請について。

別紙土地に係る農地の転用の制限の例外確認についての申請があったので、農地法第4条第1項第8号の規定により県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地の転用の制限の例外確認申請関係。

受付番号1番、申請者住所氏名：東根市大字長瀬●●●●●、●●●●●。

転用しようとする土地の表示、土地の所在：大字長瀬字川原●●●●。地目：田、面積：1,367 m²の内 195 m²。土地の所有者：●●●●。転用の理由：農作業小屋を設置する。所要面積：農作業小屋 50.76 m²、通路ほか 144.24 m²。3 頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は、8 件であります。

報第 5 号農地賃貸借契約の合意解約について。

農地法第 18 条第 6 項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第 1 項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。4 頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係。

受付番号 44 番、土地の所在：大字東根元東根字白金●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地籍：1,845 m²。賃貸人住所氏名：東根市大字長瀬●●●●、●●●●。賃借人住所氏名：東根市大字蟹沢 80 番地 1、株式会社 稲 2 0 1 5 代表取締役 鈴木亮吉。解約後の利用：自己保全であります。

以下、受付番号 45 番から、5 頁の受付番号 51 番までの 7 申請は、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。6 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 3 条の許可申請は、21 件です。

議第 18 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 3 条第 1 項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。7 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、所有権移転。

受付番号 39 番、土地の所在：大字東根元東根字中川原●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地籍：159 m²ほか 2 筆。譲渡人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●●、●●●●●。事由：高齢化による経営縮小、経営面積：68 a。

譲受人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●●、●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：343 a であります。

以下、受付番号 40 番から 46 番までの 7 申請は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。8 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条総括表、所有権移転は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。9 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定。

受付番号 47 番、土地の所在：大字東根元東根字日塔●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑。地籍：712 m²ほか 2 筆。

貸人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●●、●●●●。事由：相手側の要望、

経営面積：87 a。

借人住所氏名：東根市小林二丁目●●●●、●●●●。事由：新規就農、経営面積：0 a
であります。

以下、受付番号 48 番から 52 番までの 5 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。10 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条総括表、賃貸借権設定は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。11 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、使用貸借権設定。

受付番号 53 番、土地の所在：大字羽入字東原●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地。地籍：359 m²ほか 1 筆。貸人住所氏名：東根市大字羽入●●●●、●●●●。事由：高齢化による経営縮小。経営面積：4 a。

借人住所氏名：東根市大字羽入●●●●、●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：243 a
であります。

以下、受付番号 54 番、55 番の 2 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 3 条総括表、使用貸借権設定は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。12 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、地上権設定。

受付番号 56 番、土地の所在：大字羽入字西野●●●●。地目、登記簿：田、現況：田。地籍：1,936 m² の内 718.94 m²。貸人住所氏名：東根市大字羽入●●●●、●●●●。

事由：相手側の要望。経営面積：475 a。

借人住所氏名：東根市大字羽入●●●●、●●●●。事由：営農型発電設備設置（再設定）。経営面積：475 a。

以下、受付番号 57 番から 59 番までの 3 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。なお、受付番号 56 番から 59 番までの 4 申請につきましては、農地法第 5 条が同時申請されております。

農地法第 3 条総括表、地上権設定は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。13 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 4 条の許可申請は、3 件です。

議第 19 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 4 条第 1 項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。14 頁をお開き下さい。

農地法第 4 条第 1 項の規定による、許可申請関係。

受付番号 1 番、土地の所在：本丸東●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑。地籍：102 m²。申請人住所氏名：東根市本丸東●●●●、●●●●。職業：農業。

転用後の主要目的：新築居宅、既存居宅、物置、車庫、駐車場、庭、通路他で、所要面積計が 761.57 m²で併用地があります。

以下、受付番号 2 番、3 番の 2 申請は、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。

農地法第 4 条総括表は、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。15 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 5 条の許可申請は、6 件です。

議第 20 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 5 条第 1 項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。16 頁をお開き下さい。

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請関係。

受付番号 16 番、土地の所在：大字東根元原方字大森北●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地。地籍：189 m²ほか 5 筆。譲渡人住所氏名：東根市大字泉郷●●●●、●●●●●。職業：農業、ほか 3 名。

譲受人住所氏名：東根市新田町二丁目 1 番 10 号、東根市農業協同組合 代表理事 佐藤勝藏、職業：複合サービス業。転用後の主要目的：事務所、給油所、洗車場、機械室棟、サインポール、駐車場、通路ほか。所要面積計：2,875.29 m²。所有権移転で実測面積であります。以下、受付番号 17 番から、17 頁の受付番号 21 番までの 5 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。17 頁をお開き下さい。

農地法第 5 条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。18 頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、農地法第 4 条、第 5 条および例外確認の申請箇所を示す、位置図でありますので、参考にしていただきたいと思います。19 頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、57 計画です。

議第 21 号農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。20 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転。

受付番号 36 番、土地の所在：大字東根元東根字上江●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地籍：2,298 m²。売人住所氏名：東根市本丸北二丁目●●●●、●●●●。買人住所氏名：東根市本丸北一丁目●●●●、●●●●。利用目的：水田として利用。

移転時期：令和2年4月27日。対価、総額：100,000円。支払い方法：現金。支払期限：令和2年5月12日。引き渡し時期：令和2年5月15日。買人の耕作面積は、113aであります。

以下、受付番号37番から42番までの6申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。21頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画総括表、所有権移転は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。22頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号134番、土地の所在：大字東根元東根字白金●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地籍：1,216㎡。貸人住所氏名：東根市大字長瀬●●●●、●●●●。

借人住所氏名：東根市大字蟹沢80番1、株式会社 稲2015 代表取締役 鈴木亮吉。

種類：賃貸借権設定、利用目的：水田として利用。始期：令和2年4月27日、終期：令和12年4月26日。賃借料：10aあたり11,000円、10年新規。借り人の耕作面積は2,127aであります。

以下、受付番号135番から29頁の受付番号182番までの48申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。29頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画総括表、賃貸借権設定は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。30頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定、農地中間管理機構との貸借です。

受付番号34番、土地の所在：大字長瀬字北方●●●●。地目、登記簿：田、現況：田。地籍：2,988㎡ほか1筆。貸人住所氏名：東根市大字長瀬●●●●、●●●●。

借人住所氏名：山形県緑町一丁目9番30号 公益財団法人 やまがた農業支援センター

理事長 若松正俊。種類：賃貸借権設定。始期：令和2年2月25日、終期：令和12年2月28日。賃借料：10aあたり10,000円です。

農用地利用集積計画総括表、賃貸借権設定、農地中間管理機構との貸借は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告案件2件と、議案4件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第10、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。3番、仲野孝藏農地あっせん委員会委員長。

【3番仲野孝藏農地あっせん委員会委員長】

はい、3番仲野です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を4月20日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、農地法第3条による所有権移転の許可申請8件、賃貸借権設定の許可申請6件、使用貸借権設定の許可申請3件、地上権設定の許可申請4件、合計21件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る4月16日実施の事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の農地あっせん委員による現地調査結果をもとに、慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが、受付番号39番から44番の申請事由は、経営規模拡大となります。

受付番号45番及び46番の申請事由は、相手方の要望となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号47番から49番の申請事由は新規就農となります。

受付番号50番及び52番の申請事由は、経営規模拡大となります。

受付番号51番の申請事由は、新規法人となります。

次に、使用貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号53番から55番の申請事由は、経営規模拡大となります。

いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべて満たしております。

次に、地上権設定の許可申請についてですが、受付番号56番から59番の申請事由は、営農型発電設備設置のための地上権となり、事業を継続して行うことから、再設定を行うものであります。

なお、この案件については、農地法第5条の許可申請と同時に行うもので、農地法第3条の許可については、農地法第5条許可と同日で行うこととなります。

以上のことから、今月の案件は、すべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましてもよろしく願いいたします。

【議長】

次に、日程第11、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。4番、小関春男農地転用委員会委員長。

【4番小関春男農地転用委員会委員長】

はい、4番小関です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を4月20日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、農地法第4条による許可申請3件、農地法第5条による許可申請6件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る4月16日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、農地法第4条についての農地区分、及び立地基準の判断であります。受付番号1番については、農地の規模が10ヘクタール以上の区域にあるため第一種農地となりますが、既存敷地面積の2分の1を超えない範囲での敷地の拡張で、農家住宅を建築するものであります。

農地区分(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(ア)a」に該当。

立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ)e(e)」に該当。

受付番号2番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となり、共同住宅を建築するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(c)」に該当。

受付番号3番については、農地の規模が10ヘクタール未満の区域にあるため第二種農地となりますが、貸駐車場を整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第2の1の(1)のオの(ア)b」に該当。

立地基準(第二種農地)「第2の1の(1)のオ(イ)」に該当。

次に、農地法第5条についての農地区分、及び立地基準の判断であります。受付番号16番については、農地の規模が10ヘクタール以上の区域にあるため第一種農地となりますが、県道の沿道に給油所を建設するものであります。

農地区分(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(ア)a」に該当。

立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ)e(d)」に該当。

受付番号17番及び21番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となり、受付番号17番については宅地分譲、受付番号21番については、園芸用品置場・雪捨場を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(c)」に該当。

受付番号18番については、農地の規模が10ヘクタール未満の区域にあるため第二種農地となりますが、資材置場を整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第2の1の(1)のオの(ア)b」に該当。

立地基準(第二種農地)「第2の1の(1)のオ(イ)b」に該当。

受付番号 19 番及び 20 番については、農用地区域内にある農地ですが、営農型発電事業を継続するため、10 年間の一時転用許可の許可申請を再度行うものであります。

農地区分(農用地)「第 2 の 1 の(1)のアの(ア)」に該当。

立地基準(農用地)「第 2 の 1 の(1)のアの(イ) c」に該当。

以上を踏まえ、許可基準に留意し各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくお願ひいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第 12、地区委員会の開会についてであります。お諮りいたします。

ただいまから、30 分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

なお、議第 18 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、及び議第 20 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、13 番秋葉いく子委員が、議第 21 号、農用地利用集積計画について、8 番小野博委員及び 15 番横尾多栄子委員が農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与に関する制限に該当します。したがって、この議事に参与することが出来ないことをご了承願ひます。

これより 30 分をめぐりに、地区委員会の開会をお願いいたします。それでは、ここで暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【14 番齊藤明男委員】

14 番齊藤です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

議第 18 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、所有権移転関係 6 件、賃貸借権設定関係 5 件。

議第 19 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、2 件。

議第 20 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、3 件。

議第 21 号農用地利用集積計画について、所有権移転関係 2 件、賃貸借権設定関係 16 件。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 18 号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 19 号及び議第 20 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 21 号については、水田及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【4 番小関春男委員】

4 番小関です。東郷、高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

議第 18 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、賃貸借権設定関係 1 件。

議第 21 号農用地利用集積計画について、所有権移転関係 1 件、賃貸借権設定関係 7 件。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 18 号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 21 号については、水田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いします。

【7 番瀬野幸太郎委員】

7 番瀬野です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

議第 18 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、所有権移転関係 2 件、

使用貸借権設定関係 3 件、地上権設定関係 4 件。

議第 19 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、1 件。

議第 20 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、3 件。

議第 21 号農用地利用集積計画について、所有権移転関係 4 件、賃貸借権設定関係 27 件
地区委員会において慎重に審議した結果、議第 18 号については、相手方の要望、経営規模拡大、営農型発電設備設置によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 19 号及び議第 20 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 21 号については、水田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第 4 号農地の転用の制限の例外確認申請について、及び報第 5 号農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは始めに、議第 18 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、採決いたしますが、その前に、13 番秋葉いく子委員に申し上げます。あなたは、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。議第 18 号について、農地あっせん委員会、各地区委員会の審議のとおり、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 18 号については、許可することに決しました。13 番秋葉いく子委員の復席を求めます。

13 番秋葉いく子委員に申し上げます。

ただいま、議第 18 号については原案のとおり許可することに決しましたので報告いたし

ます。

次に、議第 19 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、お諮りいたします。

議第 19 号について、農地転用委員会、各地区委員会の審議のとおり、許可相当との意見を付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 19 号については、許可相当との意見を付することに決しました。

次に、議第 20 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について採決いたしますが、その前に、13 番秋葉いく子委員に申し上げます。あなたは、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。

議第 20 号について、農地転用委員会、各地区委員会の審議のとおり、許可相当との意見を付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 20 号については、許可相当との意見を付することに決しました。13 番秋葉いく子委員の復席を求めます。

13 番秋葉いく子委員に申し上げます。

ただいま、議第 20 号については原案のとおり、許可相当との意見を付することに決しましたので報告いたします。

次に、議第 21 号農用地利用集積計画について採決いたしますが、その前に、8 番小野博委員及び 15 番横尾多栄子委員に申し上げます。あなた方は、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。議第 21 号について、各地区委員会の審議のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 21 号については、決定しました。8 番小野博委員、及び 15 番横尾多栄子委員の復

席を求めます。

8番小野博委員、及び15番横尾多栄子委員に申し上げます。

ただいま、議第21号については原案のとおり、決定しましたので報告いたします。以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和2年第4回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午前10時50分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員